

00221

鳥取縣公報

縣令

本報ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十月三日
第千二百七十三號

金曜日

◇鳥取縣令第五十二號

昭和十六年農林省令第六十號青果物配給統制規則ニ基キ鳥取縣青果物配給統制規則左ノ通り定ム

昭和十六年十月三日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

鳥取縣青果物配給統制規則

第一條 本縣ニ於ケル青果物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ニ定ムル所ニ依ル

第二條 知事ハ本縣ニ於ケル青果物ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ青果物配給統制規則(以下省令ト稱ス)第七條ノ規定ニ依リ指定シタル出荷團體以外ノ出荷者又ハ出荷團體ニ對シ青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 知事ノ指定シタル地域(以下縣指定消費地域ト稱ス)内

- ニ青果物ヲ搬入スル者又ハ縣指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ左ニ掲ゲル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣スル青果物ヲ當該縣指定消費地域ニ付知事ノ指定シタル荷受機關(以下縣指定荷受機關ト稱ス)以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
- 一 省令第七條第一號又ハ第十條第二號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル青果物ヲ販賣スル場合
- 二 青果物ノ生産者ガ出荷團體ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲

00230

ス場合

- 三 當該縣指定消費地域ノ縣指定荷受機關ヨリ買受ケタル青果物ヲ販賣スル場合
- 四 一日正味三貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ販賣スル場合
- 五 特別ノ事情ニ依リ許可ヲ受ケタル場合
- 六 其ノ他知事ノ指定シタル場合

第四條 縣指定荷受機關ハ其ノ取扱フ青果物ノ配給計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受ケベシ

知事青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ縣指定荷受機關ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法、其ノ他配給ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般ノ數量、時期、其ノ他必要ナル事項ヲ定メ青果物ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 縣指定荷受機關ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該縣指定消費地域ニ付知事ノ指定シタル市場(以下縣指定市場ト稱ス)外ニ於テ其ノ取扱フ青果物ヲ販賣スルコトヲ得ズ

- 一 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ當該縣指定消費地域外ニ出荷スル

場合

- 二 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第六條 業務上青果物ノ使用者ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ縣指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該縣指定消費地域内ニ所在スル青果物ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該縣指定消費地域内ニ於テ使用シ又ハ消費スル青果物ヲ買受ケル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ
- 一 一日正味一貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ買受ケル場合
- 二 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合
- 三 其ノ他知事ノ指定シタル場合

第七條 地方長官青果物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ縣指定荷受機關ノ縣指定市場ヨリ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ當該縣指定消費地域ニ於テ青果物ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、若ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

00231

鳥取縣告示第七百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル工業用重碳酸曹達及亞硫酸曹達類ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月三日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

品 名	規 格	容 量	容 器	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
工業用重碳酸曹達	九八%以上ノモノ	五〇〇瓦	紙袋	、一一	、一三
純無水碳酸曹達	九九%以上ノモノ	同	罐入	、四七	、五三
同	同	同	壇入	、四五	、五〇
結晶鹽化亞鉛	九五%以上ノモノ	同	同	、五〇	、五六
同	九〇%以上ノモノ	同	同	、四七	、五三
同	八〇%以上ノモノ	同	同	、四四	、四九
無水 磷 酸	九五%以上ノモノ	同	同	、一〇〇	、一一
化學 用 磷 酸	磷酸八九%以上 水一一%以下ノモノ	同	同	、九〇	、一〇〇

備 考

- 一 本表最高販賣價格ハ賣主ノ店先渡價格トス
- 二 本表最高販賣價格ハ容器代ヲ含ムモノトス
- 三 本表最高販賣價格ハ買主所有ノ容器ヲ以テ中味賣スル場合ニ於テハ工業用重碳酸曹達ハ一錢、結晶鹽化亞鉛ハ十五錢下

00232

ゲトス

◇鳥取縣告示第七百八十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣紙工品商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ紙及紙工品販賣業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品名	番號	規 格	等級	單位	卸賣價格	單位	小賣價格
歌用短冊	一	特上鳥ノ子六枚合五色地	一級	百枚	七四、〇六	十枚	九、二六
	二	同	二級	同	五六、一四	同	七、〇二

00233

同	三	同	三級	同	三八、二〇	同	四、七八
同	四	同	四級	同	二九、二四	同	三、六六
同	五	同	五級	同	二〇、二七	同	二、五三
同	六	同上鳥ノ子六枚合白地	一級	同	三三、八四	同	四、二三
同	七	同	二級	同	二六、五五	同	三、三二
同	八	同	三級	同	一七、五七	同	二、二〇
同	九	極上鳥ノ子五枚合五色地	一級	同	二六、〇六	同	三、二六
同	一〇	同	二級	同	一八、八九	同	二、三六
同	一一	同	三級	同	一三、五一	同	一、六九
同	一二	極上鳥ノ子五枚合白地	一級	同	二三、三七	同	二、九二
同	一三	同	二級	同	一六、二〇	同	二、〇三
同	一四	同	三級	同	一〇、九四	同	一、三七
同	一五	越前上雲五枚合	一級	同	二四、四五	同	三、〇六
同	一六	同	二級	同	一七、二八	同	二、一六
同	一七	同	三級	同	一一、九〇	同	一、四九
同	一八	越前五色鳥ノ子五枚合	一級	同	二三、三七	同	二、九二
同	一九	同	二級	同	一六、二〇	同	二、〇三
同	二〇	同	三級	同	一〇、八二	同	一、三五
同	二一	越前四號鳥ノ子五枚合	一級	同	一三、〇〇	同	一、六三
同	二二	同	二級	同	七、八六	同	、九八

00234

品名	等級	模	樣	加	工	明	細				
同	二三	越前四號鳥ノ子四枚合	同					一級	同	七、五五	、九四
同	二四	同	同					二級	同	五、七七	、七二
同	二五	越前模様紙四枚合	同					一級	同	五、八一	、七三
同	二六	同	同					二級	同	五、一〇	、六四
同	二七	同	同					三級	同	四、五六	、五七
同	二八	越前新島ノ子四枚合	同					一級	同	三、三六	、四二
同	二九	同	同					二級	同	二、九九	、三七
同	三〇	証三枚合キラ引	同					千枚	同	三、〇五	、四八
同	三一	証三枚合キラ引	同						同	二七、二九	、三四
同	三二	証二枚合キラ引	同						同	一九、四四	、二四
同	三三	マニラボール地	同						同	八、三九	、一一
同	三四	マニラボール地砂子入	同						同	一〇、一八	、一三
歌用	小色紙	價格									
一 歌用小色紙へ各品、各級其歌用短冊價格表ノ倍額トス											
二 歌用小色紙寸法ハ巾六寸丈七寸トス											
品名	等級	模 樣 加 工 明 細									
特上鳥ノ子六枚合五色地	一級	最精植物性染料、上代染紙使用繼續模様、上代様泥繪付三十六人集模様 昭和箔源氏雲十度振り小石入金泥五度引泥繪入り									

00235

同	二級		最細分子胡粉使用五色繼ギ、上代様泥繪付精密ナルモノ 昭和箔雲蔭七度振り、四度泥引入り	
同	三級		細分子胡粉使用五色繼ギ、上代様繪付キ上代から紙使用 昭和箔源氏雲六度振り、四度泥引入り	
同	四級		上分子胡粉使用四色繼ギ、上代から紙使用 昭和箔雲蔭四度振り、玉雲入り	
同	五級		上分子胡粉使用無地色上代から紙使用模様 昭和箔雲砂子蔭キ四度振り、玉雲入り	
同	一級	特上鳥ノ子六枚合白地	昭和箔源氏雲六度振り、七度泥引入り	
同	二級	同	昭和箔四度雲振り、金霞入り	
同	三級	極上鳥ノ子五枚合五色地	昭和箔艶消玉砂子、天地小石入り	
同	一級	同	昭和箔消玉砂子六度振り、大玉小玉振り砂子	
同	二級	同	昭和箔小石入り、二段村砂子	
同	三級	同	昭和箔小石入り、二度振り砂子	
同	一級	極上鳥ノ子五枚合白地	昭和箔消大玉砂子、小玉六度振り砂子	
同	二級	同	昭和箔五度振り分ヶ砂子	
同	三級	同	昭和箔小石入り二度振り砂子	
同	一級	越前上雲五枚合	昭和箔消玉砂子三度振り、金霞二段入り	
同	二級	同	昭和箔玉砂子三度振り小石入り	
同	三級	同	昭和箔小石入り、總振り砂子	
同	一級	越前瀧五色鳥ノ子五枚合	昭和箔消玉砂子小石入り	

00238

大色紙	五五	巾八寸	絹金無地	同	七八、八四	同	、九九
同	五五	巾九寸	絹銀無地	同	五一、五八	同	、六四
同	五六	同	金銀潛紙	同	四一、七五	同	、五二
同	五七	同	紙金無地	同	七〇、三七	同	、八八
同	五八	同	紙銀無地	同	四〇、一八	同	、五〇
短冊	五九	巾二寸	絹金無地	同	二五、二〇	同	、三二
同	六〇	同	絹銀無地	同	一六、四六	同	、二一
同	六一	同	金銀潛紙	同	一三、二二	同	、一七
同	六二	同	紙金無地	同	二二、四三	同	、二八
同	六三	同	紙銀無地	同	一三、〇〇	同	、一六

短冊(紙地六枚合、紙地五枚合、絹地二丁縫、絹地三丁縫、川俣絹地、上等紙地、絹金、絹銀、金・銀潛紙、紙金、紙銀)ハ
其ノ巾一分ヲ増ス毎ニ一枚ニ付本表價格ノ五分増トス

畫帖	六四	上紡表紙帙入	巾四寸丈六寸	丁數十六丁	十冊	二〇、八四	一冊	二、六一
同	六五	同	巾五寸五分丈七寸	同	同	三三、二六	同	四、〇三
同	六六	同	巾六寸丈八寸	同	同	三六、七六	同	四、六〇
同	六七	同	巾六寸丈九寸	同	同	四一、九一	同	五、二四
同	六八	同	巾七寸丈一尺	同	同	六二、六二	同	七、八三
同	六九	同	巾八寸、一尺一寸	同	同	六九、四一	同	八、六八

鳥取縣公報 第千二百七十三號 昭和十六年十月三日 (第三種郵便物認可) 一〇

00239

同	七〇	巾八寸	一尺二寸	同	同	七四、二〇	同	九、二八
私製はがき	七一	巾三寸	越前模範紙	千枚	一九、一四	百枚	二、三九	
同	七二	同	右同様金付	同	二二、四四	同	二、六八	
同	七三	同	畫仙紙白椽	同	一五、五五	同	一、九四	
同	七四	同	椽金付	同	一七、八五	同	二、二三	
傳授用巻物	七五	巾六寸	上紡表紙鳥ノ子無野	十卷	一四、〇二	一卷	一、七五	
同	七六	同	同鳥ノ子野入	同	一五、四五	同	一、九三	
同	七七	巾六寸	同鳥ノ子無野	同	一七、四六	同	二、一八	
同	七八	同	同鳥ノ子野入	同	一九、六一	同	二、四五	
練習用色紙	七九	巾六寸	新椽紙	百冊	二四、八二	一冊	、三一	
同	八〇	同	同	同	三五、二四	同	、四四	
同	八一	同	同	同	五四、五〇	同	、六八	
同	八二	同	新鳥ノ子二十枚同	同	三一、〇六	同	、三九	
同	八三	同	同	同	四四、五九	同	、五六	
同	八四	同	同	同	七〇、一〇	同	、八八	
同	八五	同	奉書	同	四七、九二	同	、六〇	
同	八六	同	三十枚同	同	六九、九八	同	、八七	

鳥取縣公報 第千二百七十三號 昭和十六年十月三日 (第三種郵便物認可) 一一

同	八七	同	同	五十枚同	同	一一二、四二	同	一、四一
同	八八	同	雲紙	二十枚同	同	六七、六四	同	、八五
同	八九	同	同	三十枚同	同	九九、四六	同	一、二四
同	九〇	同	同	五十枚同	同	一六一、五五	同	二、〇二
扇面色紙	九一	同	キカイ紙	二十枚同	同	三六、四〇	同	、四六
練習用短冊	九二	巾二寸 丈一尺二寸	新紙	二十枚同	同	一四、三一	同	、一八
同	九三	同	同	三十枚同	同	一九、四三	同	、二四
同	九四	同	同	五十枚同	同	二八、九五	同	、三六
同	九五	同	新鳥ノ子	二十枚同	同	一七、六八	同	、二二
同	九六	同	同	三十枚同	同	二四、三八	同	、三〇
同	九七	同	同	五十枚同	同	三六、七三	同	、四六
同	九八	同	奉書	二十枚同	同	二六、一四	同	、三三
同	九九	同	同	三十枚同	同	三七、〇八	同	、四六
同	一〇〇	同	同	五十枚同	同	五七、九二	同	、七二
同	一〇一	同	雲紙	二十枚同	同	三六、〇〇	同	、四五
同	一〇二	同	同	三十枚同	同	五一、八二	同	、六五
同	一〇三	同	同	五十枚同	同	八二、四七	同	、〇三
集印帖	一〇四	裂表紙紙袋入	巾二寸七分 丈八寸九分	横豆型二十丁	百册	一三、一五	一册	、一六

同	一〇五	同	巾二寸七分	角豆型二十丁	同	一六、一五	同	、二〇	
同	一〇六	同	巾二寸九分	豆型二十二丁	同	一八、一一	同	、三三	
同	一〇七	同	巾三寸九分	小型二十六丁	同	二六、九四	同	、三四	
同	一〇八	同	巾五寸二分	中型同	同	三四、三一	同	、四三	
同	一〇九	同	巾三寸六分	大型同	同	四二、九一	同	、五四	
同	一一〇	同	巾四寸	特大型同	同	五一、五三	同	、六四	
同	一一一	同	巾七寸	別型同	同	九二、二三	同	、一五	
同	一一二	同	巾六寸	六八型同	同	一〇一、〇三	同	、二六	
折手本	一一三	鳥ノ子	二十折	巾二寸七分 丈八寸	百册	八〇、七四	同	一、〇一	
同	一一四	同	三十折	巾三寸 丈九寸五分	同	一一四、〇八	同	一、四三	
同	一一五	書仙紙	三十四折	同	同	一七七、六一	同	二、二二	
同	一一六	伊豫丈長	三十折	巾二寸 丈八寸	同	七八、〇一	同	、九八	
集印帳ノ丁數ハ一丁ヲ増減スル毎ニ本表價格ノ二分ヲ増減スルモノトス									

00242

同	一七	同	同	同	同	同	同	同
同	一八	同	同	同茶紙表紙	同	同	五九、二九	同
同	一九	同	二十九折	巾二寸五分	上紡表紙	同	五七、三八	同
同	二〇	同	同	丈六寸	同	同	六〇、六六	同
同	二二	同	茶紙表紙	同	同	同	四六、三一	同
折手本折數一折ヲ増減スル毎ニ本表價格ノ二分ヲ増減スルモノトス								
芳名録	一二二	伊豫証	巾六寸	上紡表紙	五十枚綴	十册	一九、五九	一册
同	一三三	同	丈八寸	同	三十枚同	同	一六、四三	同
同	一四四	鳥ノ子	同	朱珍表紙	五十枚同	同	四二、九七	同
同	一五五	同	同	同	三十枚同	同	三二、四五	同
同	一六六	伊豫証	巾六寸五分	上紡表紙	五十枚同	同	三〇、二〇	同
同	一七七	同	丈九寸	同	三十枚同	同	二二、六〇	同
同	一七八	鳥ノ子	同	朱珍表紙	五十枚同	同	五〇、五三	同
同	一二九	同	同	同	三十枚同	同	三四、四四	同

野入既製品ノ三十枚綴ハ本表價格ニ拾錢ヲ加算シ五十枚綴ハ拾五錢ヲ加算ス別注文ニ依ル野入ヲナス場合ハ其ノ費用ハ買主負擔トス

00243

和綴本	一三〇	綴表紙	巾六寸	小型	二十五枚綴	百册	六九、二二	一册	八七
同	一三一	同	巾四寸	同	五十枚同	同	一一四、九一	同	一、四四
同	一三二	同	巾五寸五分	中型	二十五枚同	同	八四、三九	同	一、〇五
同	一三三	同	同	同	五十枚同	同	一二六、九六	同	一、五九
同	一三四	同	同	同野入	二十五枚同	同	一〇五、九〇	同	一、三二
同	一三五	同	同	同野入	五十枚同	同	一六二、〇九	同	二、〇三
同	一三六	同	巾六寸五分	大型	二十五枚同	同	一一五、三九	同	一、四四
同	一三七	同	丈九寸	同	五十枚同	同	一七〇、五八	同	二、一三
紙表紙ノ場合ハ一割下ゲトス									
假巻	一三八	巾	一尺乃至五寸丈五尺並製			十本	一、四四	一本	一八
同	一三九	同	同	上製		同	二、二六	同	二八
假巻並製ハ白襖十八番ニ使用セルモノノ上製ハ越前新鳥ノ子紙ヲ使用セルモノ									
俳句巻	一四〇	伊豫証綴表紙	巾八寸	十四枚綴		百册	四七、四一	一册	五九
同	一四一	同	丈六寸	二十句拔		同	五八、三四	同	七三
				十九枚綴					
				三十句拔					

同	一四二	同	同	二十九枚綴	同	七七、三三	同	、九七
同	一四三	同	同	五十枚綴	同	九、四六	同	、二四
同	一四四	薄用押紙廣判	金	七十枚綴	同	七、〇二	十枚	、八八
同	一四五	同	同	同	同	六、九一	同	、八六
同	一四六	洋大判	金紙	同	同	二、五九	同	、三二
同	一四七	同	銀紙	同	同	二、五四	同	、三二
同	一四八	無地	金紙	同	同	四、二一	同	、五三
同	一四九	同	銀紙	同	同	四、一〇	同	、五一
同	一五〇	廣判梁紙	手漉	一締 (二千枚)	同	一五、六六	廿枚ニ付	、二〇
同	一五一	同	機械漉	同	同	一〇、八〇	同	、一四
同	一五二	小判梁紙	同	同	同	六、四八	同	、〇八
同	一五三	色仙貨紙	手漉	一束 (五百枚)	同	一四、〇四	十枚ニ付	、三五
同	一五四	紺字田紙	手漉兩面	同	同	二二、六八	同	、五七
同	一五五	同	同	同	同	九、七二	同	、二四

00245

同	一五六	朱字田紙	手漉	同	一五、一二	同	、三八
同	一五七	黄土佐紙	手漉上	一束 二五〇枚	四、三二	同	、三二
同	一五八	同	同	同	三、二四	同	、二六
同	一五九	紋典具帖白刷	百六十匁付 楮反古モノ	一束 四八〇枚	三、二四	同	、〇八
同	一六〇	同	色刷	同	三、七八	同	、一〇
障子紙	一六一	糸入障子紙	半紙判 美濃判 (三六尺)	百本	六八、〇四	一本	、八五
野紙	一六二	美濃改良野紙	甲一五匁 正味一〇〇枚	十冊	一一、八九	一冊	、四九
同	一六三	半紙改良野紙	甲一四匁五百匁正味一〇〇枚	同	九、一八	同	、一五
同	一六四	同	機械インキ止一貫八百匁正味一〇〇枚	同	四、四三	同	、五五

本表價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十月三日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

00246

鳥取縣告示第七百八十八號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十六年十月三日

字	地番	地目	鳥取縣知事	八田三郎	臺帳面積	要編入見込面積	所有者
入頭郡河原町大字布袋	七六四	山林	町反畝步	町反畝步	六	二	森本光藏
同 郡國英村大字三谷	ナメラ	原野	二、九九〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	國英村三谷村中
山長谷	六一七	同	一、四五一〇	一一〇	一一〇	一一〇	同
本谷	五二五ノ入	同	六、〇〇〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	國英村
同 郡同 村大字釜口	下モ山	同	二、三八〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	國英村大字釜口
同 郡佐治村大字森坪	木原口	山林	一八六六一	三七七	三七七	三七七	岡本八百藏
同	同	畑	一八六	七一〇	七一〇	七一〇	同
同 郡智頭町大字西字塚	又毛平	山林	一、一八六ノ一	一一二	一一五	一一五	國政幾造

00247

鳥取縣告示第七百八十九號

鳥取縣漁業生產計畫委員會規程左ノ通定ム

昭和十六年十月三日

鳥取縣漁業生產計畫委員會規程

- 第一條 漁業生產ヲ計畫シ其ノ維持擴充ヲ圖ル爲鳥取縣漁業生產計畫委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ漁業ノ生產計畫、維持擴充ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ組織ス
- 第四條 會長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス
 - 一 水産課長、同主事、同技師
 - 一 縣水産會長、同主事
 - 一 縣漁聯會長、同主事

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 一 各部水産會長
- 一 漁業組合關係代表者
- 前項ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第五條 委員會ハ必要ニ應ジ知事之ヲ招集ス
- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス 會長事故アルトキハ會長ノ任命シタル委員其ノ職務ヲ代行ス
- 第七條 委員會ニ幹事若干名ヲ置キ水産關係職員中ヨリ知事之ヲ任命ス
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ必要ナル事項ノ調査ニ從事ス
- 第八條 委員會ニ書記若干名ヲ置キ水産課員中ヨリ知事之ヲ任命

00248

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

鳥取縣告示第七百九十號

鳥取縣魚類配給統制委員會規程左ノ通り定ム

昭和十六年十月三日

鳥取縣魚類配給統制委員會規程

第一條 魚類ノ需給調整ヲ圖リ其ノ配給ノ適正ヲ期スル爲鳥取縣魚類配給統制委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ魚類ノ配給統制ニ關スル重要事項ニ付調査審議ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ組織ス
第四條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ左ニ掲グル者ヲ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委囑ス

一 經濟部長、警察部長

一 經濟部、商工、水産兩課長、經濟警察課長

一 生産者代表

一 配給業者代表

一 消費者代表

一 製造加工業者代表

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣知事 八 田 三 郎

前項ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五條 委員會ハ必要ニ應ジ知事之ヲ招集ス

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ會長ノ指命シタル委員其ノ職務ヲ代行ス

第七條 委員會ニ幹事若干名ヲ置ク

警察部、經濟部關係課員中ヨリ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ必要ナル事項ノ調査ニ従事ス

第八條 委員會ニ書記若干名ヲ置ク

關係課員中ヨリ知事之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00249

鳥取縣告示第七百九十一號

公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左記ノ通許可セリ

昭和十六年十月三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 埋立ノ場所 東伯郡東郷村大字引地字大杭ノ和田四〇八番地先東郷池公有水面三反四畝八歩

一 竣功期日 昭和十六年九月十四日

一 竣功伸長期限 昭和十八年九月三十日迄

一 申請人 東伯郡泊村大字園

小 耕 恒 藏

鳥取縣告示第七百九十二號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年十月三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 囑託解囑之部

囑 託 者

擔當調査區域

職務執行ノ場所

囑託解囑年月日

熊 澤 和 夫 岸 本 友 未 入頭郡中私都村 入頭郡中私都村役場 昭和十六年九月十五日

藤 井 四 郎 山 根 堅 二 東伯郡上小鴨村 東伯郡上小鴨村役場 同

小 林 孝 惠 清 水 薫 鳥取市 稻葉區 鳥取市 役 所 同

山 本 末 二 西 浦 淺 吉 氣高郡吉岡村 氣高郡吉岡村役場 同

一 擔當調査區域變更之部
調 査 員 新擔當調査區域 舊擔當調査區域 職務執行ノ場所 變更年月日
田 中 英 治 入頭郡國中村 入頭郡下私都村 入頭郡國中村役場 昭和十六年九月十五日

彙

報

要保護者の一大福音!

醫療保護法 日から實施

(社 會 課)

待望の醫療保護法が愈々十月一日から實施せらるゝ事になつたのであるが、時局下國民生活確保の重要な折柄、特に貧困の最大原因である疾病を治療しまたは豫防して救貧の効果を擧げ、厚生を道に樹て進んで人的資質の増強を圖る事は刻下の急務である。かゝる時に於て各種醫療保護事業の統合整備と擴充強化を目的とする本法の實施を見る事は、縣下約二萬の要保護者にとつての一大福音であり、其の生活を明るくし亦其保健の増進と体位を向上して大非常時下の職域奉公に邁進せしめ得るのであつて、洵に時宜に適した劃期的制度と言ふことが出来る。

醫療保護法の要點を述べれば第一には救護法・母子保護法による醫療保護、地方公共団体及び財團濟生會その他民間社會事業団体等による醫療保護事業をすべて吸収統合したのであるが、併し結核豫防法や軍事扶助法等によるものは除外してゐる。

第二には醫療保護事業とは貧困の爲生活する事が困難で、醫療又は助産を受けることができない者に對し、事業者が醫療券を發行して醫療又は助産を受けさせると共に、これに要する費用を負擔する事業をいひ、事業者とは醫療保護事業の執行を委任され、これを行ふ事を義務づけられた者をいふのであつて、本縣に於ては市町村・恩賜濟生會・醫師會・齒科醫師會及日本赤十字社鳥取支部等である。

第三には被保護者の範圍の認定は市町村長が之に當り縣下五百名の方面委員がこれを補助するのである。従つて方面委員の作成する方面世帯票に登録された世帯に屬する者が保護の對象となるのである。

第四には保護の種類は醫療と助産であつて、被保護者が方面委員より醫療券の交付を受け、事業者の經營する病院・診斷所又は開業醫にかゝれるのであり、必要の場合は入院の途もあり、充分治療が受けられる事になつてゐる。

尙治療の効果を擧げる爲事業者に病院や診療所を經營させ、又附帶事業として栄養品の支給や巡回看護婦などの事業も出来る事

00251

に於てゐる。

第五には醫療保護の爲に要する費用は各事業者の負擔として之に對し國庫並縣に於て相當の補助をなし、事業運営上圓滑を期する事になつてゐる。

以上醫療保護法の要點につき述べたのであるが、之が經營に當つては市町村長は固より保護指導の第一線に在る方面委員の立場は實に重要であつて、その取扱に當つては懇切丁寧を旨とし、敏速確實を期し機宜の措置を誤らざる様常に公平にして偏頗の措置なきを期し、要保護者の醫療確保に全力を傾注すべきであるが、本法所期の成果を收め得るか否かは懸つて今後の運用の如何にあるのであつて、此の際特に關係各位の十分なる協力支援を得、本制度が立派に育ち上る様切に冀望して敬まぬ次第である。

農業機械移動配給調整施設

増産と勞力補給に
農業機械利用増強

(農 務 課)

現下資材の配給困難な實情に鑑み、既存する農業機械の利用度を高め、又共同利用によつて食糧増産上重要な農作業の能率を

増進すると共に、一面勞力補給の一助たらしめるため、本縣では今回麥・稻の脱穀調製、麥の畦立整地、稻麥の藥劑散布等の作業能率の増進を目標として市町村農會・農事實行組合の施設費に對して助成をすることとなつた。

この助成は農機具の共同利用の爲に實施しようとする施設費並に指導斡旋費に對して助成するものであつて

- (1) 共同利用の目的を以て新に購入しようとする動力脱穀機・動力糶摺機・電動機・石油發動機の買入費の五分の一以内機械一組當り六十五圓以内

- (2) 共同利用の目的を以て借入れしようとする石油發動機・電動機・動力脱穀機・動力糶摺機・作溝犁・噴霧器の借入れに要する費用(荷造費運賃等)に對し五分の一以内一組當り五圓以内

- (3) 既存農業機械の利用率を高めるため、移轉又は集合する場合に於ける改装整備費(床並に雜作改装費、電線引込費、内線並に電動機移動費、配電盤移轉改装費、機械並に傳動裝置改装取付費)に對し二分の一以内機械一組當り四十圓以内

- (4) 農業機械の共同利用斡旋指導費に對し其の費用の範圍内を交付し、右の助成金は(1)、(2)、(3)の施設に對しては農事實行組合に交付する。

又(リ)に對しては系統農會に助成金を交付することになつてゐるが、特に本年度は縣農會に百圓、郡市農會に平均五十圓八ヶ所を四百圓の標準とされてゐる。

この施設の各郡市別實施割當を記すと

既存農機具の借入及び改裝整備

いづれも東伯西伯各二、鳥取米子岩美入頭氣高日野各一借入

西伯二五、氣高東伯各二〇、入頭一五、岩美日野各一〇、鳥取米子各五

尙この施設實施に當り各郡市農會は既存農業機械の設置が無いため重要農作業の労働能率の低下しつゝある地方、これらの設備があつて改裝整備により機械の利用率を高め得る地方、農業機械の借入れ又はその設置偏在の爲他に移動して共同利用することを必要とする地方等をよく注意し、眞に必要と認められる町村及び部落を選定してこの施設の効果を擧げ得るやうにする。又系統農會ではこれが實施に對して種々指導斡旋を行ふのであるが、この斡旋指導補助については縣農會長が申請し、機械の購入、借入、改裝整備については郡市農會に於て計畫して縣と打合の上市町村長より知事に申請することになつて居り、助成金はすべて縣農會を經て交付される。

本年の麥増産計畫

二十三萬五千石を目標

(農務課)

國際情勢の緊迫化に依つて食糧の増産は益々緊切重要となつて來た。而も食糧の増産は大東亞建設を完遂する大聖業の根本問題であつて、農家は固より銃後の一般國民は各々全力を盡して此の重要任務に邁進しなければならないのである。

其處で政府では明十七年産麥の増産計畫を樹立して各府縣にそれ〳〵増加反別の割當を行つたのであるが、本縣に對しても二千四百四十三町歩(本年産麥作付總面積の約二割)の割當をせられたので、縣では此の割當に基いて休閒地、桑園整理跡地、及び報國農場等に依つて栽培面積の擴張を圖ると共に各郡市に反別割當を行ひ、他面反當り約一割の増收を圖つて來年度の收穫目標を約二十三萬五千三百石(本年豫定收穫高十九萬五千五百石)とし、各方面との緊密な連絡の下に部落、農家に至る迄割當を行ひ是非共之が目的達成に邁進することゝなつた。

六〇一日現在に於ける本年産の麥作付面積は〳〵鳥取市一八〇

町三反〳〵米子市一六一町三反〳〵岩美郡一七七町八反〳〵入頭郡一六八三町九反〳〵氣高郡一六八七町一反〳〵東伯郡一三六一七町八反〳〵西伯郡一三五一二町六反〳〵日野郡一五三九町三反〳〵計一二八六〇町一反

(イ) 休閒地利用

〳〵鳥取市一七二町〳〵米子市一八五町〳〵岩美郡一八五町〳〵入頭郡一三六〇町四反〳〵氣高郡一三四〇町〳〵東伯郡一九八町〳〵西伯郡一四四五町〳〵日野郡一六四町六反〳〵計一七五〇町うち、大麥の栽培面積三七六町六反、稈麥五〇九町四反、小麥八六四町

(ロ) 桑園整理跡地利用

〳〵鳥取市一八町四反〳〵米子市一六町四反〳〵岩美郡一二四町四反〳〵入頭郡一八二町九反〳〵氣高郡一五四町〳〵東伯郡一二四町六反〳〵西伯郡一八四町五反〳〵日野郡一六町八反〳〵計六四三町

で、大麥の栽培面積一〇八町五反、稈麥二〇五町九反、小麥三二八町六反

(ハ) 報國農場

〳〵米子市一五町〳〵氣高郡一五町〳〵東伯郡一二〇町〳〵西伯郡一二〇町〳〵計一五〇町

此の中、大麥の栽培面積八町、稈麥七町、小麥三五町となつてゐて、右増加反別の合計は

〳〵鳥取市一八〇町四反〳〵米子市一一六町四反〳〵岩美郡一二〇九町四反〳〵入頭郡一四四三町三反〳〵氣高郡一三九九町〳〵東伯郡一四六三町六反〳〵西伯郡一六四九町五反〳〵日野郡一八一町四反〳〵計一二四四三町

となり、うち大麥の栽培面積四九三町一反、稈麥七二町三反、小麥一二二七町六反となつてゐる。

従つて明十七年産の目標栽培面積は

〳〵鳥取市一三六〇町七反〳〵米子市一七二七町七反〳〵岩美郡一一三三七町二反〳〵入頭郡一二二七町二反〳〵氣高郡一二〇八六町一反〳〵東伯郡一四〇八一町四反〳〵西伯郡一四一六二町一反〳〵日野郡一六二〇町七反〳〵計一五三〇三町一反

で、大麥の栽培面積四三三七町九反、稈麥五一七四町一反、小麥五七五五町一反となつてゐるが、各學校の甘藷増産報國農場跡地に於ける麥作付面積は右の増産計畫面積には含まれてゐない。

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、氏名、年齢、性別
大阪府北河内郡牧方町苑古 藤 井 卯 藏
六十三歳男(所持セル笠ニ記載シアルモ牧方町ニハ該當無之)
- 二 相貌特徴、顔丸形、身長五尺位、瘦形頭髮丸刈リ
三 着衣及所持金品
黒色ノ服 紺色ノ股引 地下足袋
現金六圓八十三錢、手拭、厚子、札挿、奉納經
財布、煙管、煙草入
- 四 死亡年月日及場所
昭和十六年八月十六日午後十時頃野根町庄屋谷海濱ニテ
病死シタルモ前記ノ通り身元不明ニ依リ假埋葬ス
- 五 取扱者
安藝郡 野根町長

切らすな慰問
缺かすな援護

◎ 文部省推薦一般圖書

- △ 戰陣訓本義 (改訂版)
井上哲次郎 共著
中山久四郎 共著
昭一六・六・九二
廣文堂 發行
定 價 四六判
二四二一頁
一圓五十錢
- △ 新版統制經濟講話
昭一六・六・二五
日本評論社 發行
定 價 B判6號
五三二一頁
二圓五十錢
- △ 工場管理とわれら
昭一六・五・一五
アルス 發行
麻生五郎 著
定 價 B判6號
一六四頁
一圓三十錢
- △ コンタイ・ムアンタイ (泰國の人と土)
昭一六・六・二〇
愛國新聞社出版部 發行
澤田 謙 著
定 價 B判6號
二九四頁
二圓二十錢
- △ 中アジアの風雲 (アジア歴史叢書)
昭一六・七・二〇
日黒書店 發行
内藤智秀 外四氏 著
定 價 規格判B6
三一二頁
二圓三十錢
- △ 新訂榮養讀本
昭一六・七・二〇
日本評論社 發行
鈴木梅太郎 共著
井上 兼雄 著
定 價 A判5號
三〇七頁
一圓五十錢
- △ 機械化部隊
昭一六・三・二〇
高山書院 發行
藤田實彦 著
定 價 B判6號
二四一頁
一圓三十錢

昭和十六年十月三日印刷
昭和十六年十月三日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町 縣
鳥取縣高郡大正村大字古海 取
鳥取縣鳥取市刑務支所 支所